

財団法人尾瀬保護財団寄附行為

(平成7年8月3日制定)

変更 平成9年3月6日議決

変更 平成11年6月18日議決

変更 平成19年8月31日議決

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人尾瀬保護財団（以下「財団」という。）という。

(事務所)

第2条 財団の主たる事務所は、群馬県前橋市大手町一丁目1番1号に置く。

2 財団は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 財団は、尾瀬国立公園（以下「尾瀬」という。）において、尾瀬の利用者に対し自然への理解を深めるための解説活動及び適正な利用に関する普及啓発を実施するとともに、各種の環境保全対策及び公園利用施設の管理運営等を実施し、もって、尾瀬のすぐれた自然環境の保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 財団は、前条の目的を達成するために、尾瀬に関し、次の事業を行う。

- (1) 利用者に対する自然への理解を深めるための解説活動
- (2) 利用者に対する適正な利用に関する普及啓発
- (3) 自然環境の保全及び復元
- (4) 美化清掃
- (5) 公園利用施設の設置及び管理運営
- (6) 調査研究
- (7) 顕彰の実施
- (8) 自然公園に係る団体との交流
- (9) その他財団の目的を達成するために必要な事業

第2章 財産及び会計

(財産の構成)

第5条 財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄付金品

- (3) 財産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第6条 財団の財産は、基本財産及び運用財産の2種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (3) 理事会において運用財産から基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行等への定期預金、信託会社への信託、又は国債、公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、環境大臣の承認を得て、その一部を処分し、又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 財団の経費は、運用財産その他をもって支弁する。

(会計年度)

第10条 財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 財団の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、環境大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(暫定予算)

第12条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

- 第13条 財団の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告書、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経て、その会計年度終了後3か月以内に環境大臣に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。
- 2 前条に規定する事業報告書及び財務諸表等は、適切な方法により一般に公開するものとする。

(長期借入金)

- 第14条 財団が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、環境大臣の承認を得なければならない。

(義務の負担及び権利の放棄)

- 第15条 予算で定めるものを除き、財団が新たに義務を負担し、又は権利を放棄しようとするときは、理事会において理事現在数の3分の2以上の議決及び評議員会の同意を経、かつ、環境大臣の承認を得なければならない。

(特別会計)

- 第16条 財団は、収益事業その他の事由により、必要があるときは理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。
- 2 特別会計は、予算及び決算上一般会計と明確に区分して計上しなければならない。
- 3 特別会計から収益又は剰余金を生じたときは、理事長は理事会の議決を経て、全てこれを基本財産又は一般会計に係る運用財産に繰り入れなければならない。

第3章 役員

(種類及び定数)

- 第17条 財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事長 1人
- (2) 副理事長 3人以内
- (3) 常務理事 1人
- (4) 理事(理事長、副理事長及び常務理事を含む。) 15人以上20人以内
- (5) 監事 2人

(選任等)

- 第18条 理事及び監事は、評議員会において選任する。
- 2 理事は、互選により、理事長、副理事長及び常務理事を選任する。
- 3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。
- 4 理事のうち3分の1以上の者は、事業の適正な運営に必要な専門的知識を有する者から選任するものとする。

- 5 理事のいずれか1名とその親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
- 6 監事は、相互に親族その他特別の関係にある者であってはならない。
- 7 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を環境大臣に届け出なければならない。
- 8 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を環境大臣に届け出なければならない。

(役員職務)

第19条 理事長は、財団を代表し、その業務を統括する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐して業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 常務理事は、理事会の議決に基づき、財団の業務を分担処理するとともに、理事長及び副理事長ともに事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより、財団の業務を議決し、執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 財産及び会計を監査すること。
 - (2) 理事の業務執行状況を監査すること。
 - (3) 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを理事会及び評議員会又は環境大臣に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会及び評議員会の招集を請求し、若しくは招集すること。

(役員任期)

第20条 役員任期は2年とする。ただし、補欠として選任された役員任期は前任者の残任期間とし、増員により選任された役員任期は現任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が終了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第21条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の議決に基づいて、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、その役員にその旨をあらかじめ通知するとともに、理事会及び評議員会において議決する前に、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第22条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 顧問

(顧問)

第23条 財団に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、財団の運営に関する重要な事項について理事長の諮問に応じ意見を述べるることができる。
- 4 その他顧問に関する事項については、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

第5章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第25条 理事会は、この寄附行為に別に定めるもののほか、財団の業務に関する重要な事項を議決し、執行する。

(種類及び開催)

第26条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
 - (3) 第19条第5項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号及び第3号に該当する場合は、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開会の日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第30条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第31条 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その理事は出席したものとみなす。

2 理事長は、軽易な事項については、理事に対し、書面をもって表決することを求め、その表決をもって理事会の議決に代えることができる。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現在員数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印をしなければならない。

第6章 評議員及び評議員会

(評議員)

第33条 財団に、評議員20人以上30人以内を置く。

- 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。
- 3 特定の評議員とその親族その他特別の関係にある評議員の合計数は、評議員現在数の3分の1を超えてはならない。
- 4 評議員には、第20条、第21条及び第22条の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第34条 評議員会は、評議員をもって構成する。

- 2 評議員会は、理事長が招集する。
- 3 評議員会の議長は、評議員会において互選する。
- 4 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、理事長の諮問に応じ、必要な事項について審議し、助言する。

- 5 評議員会には、第29条から第32条までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、評議員会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第7章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第35条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第36条 財団は、民法第68条第1項第2号から第4号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、それぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の認可を得て解散することができる。

(残余財産の処分)

第37条 財団が解散のときに存する残余財産は、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の4分の3以上の議決を経、かつ、環境大臣の許可を得て、財団と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第8章 事務局

(設置等)

第38条 財団の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第39条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 寄附行為
- (2) 理事、監事、評議員及び職員の名簿及び履歴書
- (3) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 寄附行為に定める機関の議事に関する書類
- (5) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- (6) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- (7) その他必要な帳簿及び書類

第9章 会員

(友の会会員)

第40条 財団に、友の会を置く。

- 2 財団の目的に賛同する個人、団体及び法人は、財団の友の会会員となることができる。
- 3 友の会に関する事項については、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 補則

(委任)

第41条 この寄附行為に定めるもののほか、財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この寄附行為は、財団の設立の許可があった日（平成7年8月3日）から施行する。
- 2 財団の設立当初の役員は、第18条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立者の定めるところとし、その任期は、第20条第1項の規定にかかわらず平成9年3月31日までとする。
- 3 財団の設立初年度の事業計画及び予算は、第11条の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。
- 4 財団の設立初年度の会計年度は、第10条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から平成8年3月31日までとする。

附 則

第2条（主たる事務所の所在地）に係る寄附行為の変更は、内閣総理大臣の認可のあった日（平成9年7月7日）から施行する。

附 則

第2条（主たる事務所の所在地）に係る寄附行為の変更は、内閣総理大臣の認可のあった日（平成11年10月27日）から施行する。

附 則

第3条（目的）、第9条（経費の支弁）、第13条（事業報告及び決算）に係る寄附行為の変更は、環境大臣の認可のあった日（平成19年10月2日）から施行する。